

千葉県立流山北高等学校 生徒心得（生徒手帳 2022 年度版 P 42～48）

学校生活の意義の一つは共同生活の仕方を学ぶことである。本校の校則である「格物致知」の精神に則り、常に流山北高等学校の生徒としての自覚をもって、校則をよく守り、品位ある行動に心掛ける。また、よりより校風と伝統を築き、創造的で豊かな学校生活を送るよう努めなければならない。

〔1〕一般の心得

1. 挨拶等の礼儀を身につけ、互いに親愛の情をこめて協調しよう。
2. 心身の健康管理、安全に留意し、豊かな生活を送ろう。
3. 勤労の尊さを理解し、協力奉仕の態度を身につけよう。
4. 常に反骨の心を持ち、前向きに努力しよう。

〔2〕通学（登・下校）について

1. 登校は時価の余裕を持って行き、授業に備える。（始業10分前までに登校することを心掛ける。）
2. 通学途上にあつては定められた通学路により、交通道德を守り、危険防止につとめ、安全第一に考える。
3. 乗物（電車・バス等）を利用して通学する時は、他の人に迷惑をかけるようなことはしない。タクシーの利用は原則として認めない。
4. 定期券の貸借や乗車券の不正使用等は絶対にしてはならない。
5. 自転車通学の場合は、所定の届を（生徒指導部へ）提出する。二人乗り・並列進行・夜間の無灯乗車・傘さし乗車はしない。ハブステップも禁止。
6. 免許証を必要とする車両による通学は認めない。（バイク、自動二輪車、四輪車等）
7. 自宅以外から通学する場合は、保護者がHR担任をとおり、校長に届け出る。
8. 下校は午後4時40分までを原則とする。（戸締り、消灯、整理整頓に注意する）最終下校時刻は午後7時とする。
9. 通学途上事故が発生した場合、最も適切と思われる処置をとり、更に学校に連絡すること。

〔3〕校内生活について

1. 生徒手帳・身分証明書は常時携帯する。
2. 公共物（校舎・施設・教具等）は大切にとりあつかう。物損又は、紛失したときは

速やかに関係職員及びHR担任に届け出る。落書きは厳禁する。

3. 火気に注意し、校内では許可なく火を使用しない。
4. 欠席・忌引する場合は事前にHR担任に連絡したうえ、登校後すみやかに所定の様式による届け出を出す。事前の遅刻・早退・欠課についても欠席の場合に準ずる。
5. 早退・欠課については事前にHR担任に届けて、許可を得る。
6. 登校後の外出は原則として認めない。
7. 所持品には必ず記名する。また、所持品は各自の責任で管理する。
8. 不要の金品は所持しない。また、生徒の金品の借用は弊害が多いのでしない。
9. 授業は原則として所定の服装でうけること。
10. 上履・下履の区別をはっきりさせ、校舎内外の美化に心がけ、良い環境づくりに努める。
11. 次の事項は必ず所定の手続きをして、生徒指導部を経て、校長の許可をうけること。
  - イ. 集会、合宿等
  - ロ. 校外行事等
  - ハ. 校舎、諸施設、備品等の使用
  - ニ. 印刷物等の刊行、配布及び掲示物
  - ホ. 生徒間での金銭、物品の徴収
12. 土日、休日は原則として登校できない。部活動等で登校する場合は、事前に許可を受け、制服で登校し、関係職員の指導を受ける。

#### 〔4〕校外生活について

1. 高校生としての自覚を持ち余暇の善用に心がけ、健康の維持・増進をはかる。
2. 外出時は生徒手帳・身分証明書を携帯する。また、高校生として恥ずかしくない服装・言語・行動に心がける。
3. 無免許運転は絶対しない。たとえ、年長の友人、知人であっても不必要にオートバイ・乗用車等に同乗してはならない。
4. 運転免許証は原則としてとらせない。(特別な事情のある場合は、保護者の同意を得たのち、所定の届けを出し許可をうける。)
5. アルバイトをする必要がある時は、保護者の同意の下に所定の届をして許可をうけること。

6. 保護者の承諾のない外出・外泊はしてはならない。(午後11時から午前4時までの外出は千葉県青少年健全育成条例によって制限されている。)
7. 宿泊をとまなう旅行等は保護者の同意を得たのち、所定の届をHR担任をとおして、生徒指導に提出して許可をうける。
8. 校外の団体に加入したり、集会に参加する場合は、保護者の同意を得たのち、HR担任に届け出て、その指導をうける。
9. 法律・条令等の禁ずる行為(飲酒・喫煙・万引き・無免許運転・夜間外出)はしない。また、不健全な娯楽場、飲食店等には立ち入らない。
10. 街頭、その他で警察官、補導員に指導を受けたら、直ちにHR担任に申し出る。

#### 〔5〕服装について

1. 服装と生活**態度**の間には密接な関係がある。高校生らしく質素で、清潔な身なりを心がける。
2. 通学時の服装は男女とも学校指定の制服を着用する(かならず指定店にて購入すること。)

#### 頭髪服装指導基準

##### 1. 頭髪について

###### 長さ・色・型(男女とも)

長さ…見苦しくなく、清潔さを保つ長さ

色・型…人為的に加工しないこと(パーマ・染色・脱色など)

また、特異な型や流行を追うようなスタイルは避ける

元来の縮毛や色についての相談があれば生徒指導部で受け付けるので相談すること。

##### 2. 服装基準

###### (1) 制服

学校指定のものであること。(かならず指定店で購入すること)

夏季服装期間は、6月1日より9月30日までとする。ただし、5月1日から5月31日、10月1日から10月31日を移行期間とし、夏、冬、どちらの着用も認める。

###### ・冬季の服装

(男子) 上着(ブレザー)を着用する。本校指定のワイシャツを着用し、ネクタイをする。指定のスラックスをはく。黒・紺等華美でないベルトを常に着用する。

(女子) 上着（ブレザー）を着用する。本校指定のワイシャツを着用し、リボンタイをして指定のスカートをはく。

スラックスを着用する場合は本校指定のものとし、ネクタイを着用する。

※注意事項 セーターを着用する場合は学校指定のものとする。また制服を加工したり奇抜な着用をしない。

#### ・夏季の服装

(男子) 本校指定のワイシャツ又はポロシャツ。指定のスラックスをはく。

(女子) 本校指定のワイシャツ又はポロシャツ。指定のスカート・スラックスをはく。

※注意事項 ネクタイ、リボンタイをする必要はない。ただし、移行期間や健康上等の理由により上着を着用する際には、ネクタイ、リボンタイを着用する。

#### (2) コート類

指導部の規定に準ずる形として、別途指示する。

#### (3) 靴下

指導部の規定に準ずる形として、別途指示する。

#### (4) 儀式時の服装 別途指示する。

#### (5) 通学用靴

特に定めはないが、高校生として学習の場にふさわしいスポーツバック等とする。紙袋等は不可とする。また、手ぶらでの登校も不可とする。

#### (6) 通学用靴

黒又は茶の革靴、合成革靴とする。運動靴も可とする。ただし、エナメル製、ハイヒール等の靴、及びサンダルは不可とする。

#### (7) 上履 本校しての上履きとする。

#### (8) その他の禁止事項

①化粧、色付きリップクリーム、カラーコンタクト、マニキュア、爪のばし、つけ爪、髭のばし等をする事。

②ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪等の装飾品を身に着けること。

③その他、学校生活に不必要な物を持ってくること。なお、スマートフォン等を持ってきた場合、授業中は電源を切り、鞆にしまうこと。

④身体に痕跡を残すような行為。

# 制服の規定

生徒指導部

R4. 4/28

## 夏季服装

期間：6月1日～9月30日

- ◆指定の半袖ポロシャツ（裾出し可）
- ◆指定ワイシャツ着用可
- ◆指定セーター着用可（天候に応じ使用可）
- ◆ネクタイ・リボンは着用しない

## 冬季服装

期間：11月1日～5月31日

- ◆ブレザー＋ワイシャツ＋ネクタイ・リボン必ず着用  
（ブレザーだけでは寒い場合、指定セーターも使用する）
- ◆ワイシャツの裾は、出さない

<移行期間について>

移行期間：衣替え開始1ヶ月前  
（夏季=5/1～, 冬季=10/1～）

- ①移行期間中は、天候状況で夏・冬季 いずれの服装も可
- ②ブレザー着用の場合、必ずネクタイ・リボンを着用する。

※その他の注意点※

<女子>

- ・スカートを折り込まない。
- ・ソックスはくるぶしが隠れる長さ、色は黒・紺。  
（その形状・特性の通りに使用する。）
- ・式典の際、必ずハイソックスを着用する。

<男子>

- ・ベルト（黒・紺）を使用する。
- ・ソックスはくるぶしが隠れる長さ、色は黒・紺・白。